

歩道が泣いています！

歩道の舗装は、車が通行できる構造になっていません



あなたの車が入りする場所に歩道はありませんか？

歩道を横断して車庫へ車を出し入れする場合は、歩道の舗装を補強し車道への擦り付けを行った乗り入れ施設の工事がが必要です。

危険！

道路上に擦り付け用のプラスチック板や鉄板を置くことは、車両・自転車・歩行者などの通行障害となり危険なため道路法で禁止されています。

乗り入れを設置する時は、道路法24条の承認工事の手続きが必要になります。

手続きは各区の土木事務所（裏面参照）で受け付けております。不明な点がありましたら、土木事務所にお尋ね下さい。